- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 1
- 保安林の所在場所 熊本県天草郡新和町大多尾字田淵 3231、3232、3266、3269、3271 3 (1)
 - 指定の目的 土砂の流出の防備 (2)
 - 指定施業要件 (3)

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字田淵 3231、3232・3269 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 (ウ) る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本 県天草地域振興局並びに新和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第678号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条第1項の規定により、次のとおり字の区 域を変更する旨新和町長から届出があったので、同条第2項の規定により告示する。 平成 15 年 6 月 25 日

> 熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の字	区	域	変	更	後	の	字
野田	623、627 Ø 1、628 Ø 1		春田				

熊本県告示第679号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により指定居宅サービス事業所の廃 止の届出があった。

平成 15 年 6 月 25 日

熊本県知事 子 潮 谷 義

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	廃 止 年 月 日
にしき園訪問入浴介護事業所	社会福祉法人 洋香会	平成 15 年 6 月 1 日
球磨郡錦町大字木上字杉の場 150 番地 1		

告 公

熊本県公告第 447 号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分を行ったので、同 法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 15 年 6 月 25 日

熊本県知事 義 子 潮 谷

- 処分をした年月日 1
 - 平成 15 年 6 月 17 日
- 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 2 株式会社坂本建設
 - 宇土郡三角町波多 536 番地 4
 - 代表取締役 坂本 國雄
 - 熊本県知事許可(特-12)第1202号
- 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

- (1) 停止を命ずる営業の範囲
 - 熊本県内の建設業に係る営業に関するもの
- (2)期間

平成 15 年 7 月 1 日から平成 15 年 7 月 15 日までの 15 日間

処分の原因となった事実

株式会社坂本建設は、平成 11 年 10 月 31 日、平成 12 年 10 月 31 日及び平成 13 年 10 月 31日を審査基準日とする経営事項審査において、真正な決算とは異なる内容を記載した 財務諸表を経営状況分析に提出し虚偽の申請を行った。

これらのことが、建設業法第28条第1項第2号(請負工事に関する不誠実な行為)に該 当すると認められる。